

資格喪失後 「ソニー健保の保険証」 は使えません!



退職などによりソニー健保の被保険者、被扶養者としての加入資格がなくなつたときは、保険証をソニー健保に返却しなければなりません。ソニー健保の保険証は、ソニー健保に加入している間のみ使用することができます【表参照】。

返却をせずに保険証を使った場合、無資格受診になりますが、かかった医療費の健保負担分(7割または8割)を加入者の皆さまの大切な保険料から医療機関に支払うことになるため、後日、医療費返金の請求を行います。無資格受診をしないようご注意ください。

加入資格を喪失したら 保険証の返却を!

保険証は 資格喪失後、 5日以内に返却を

お願い

健康保険法施行規則で「資格喪失後、5日以内に」保険証を返却するよう、定められています。

被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も保険証を使えなくなります。保険証はまとめて返却していただきますよう、ご協力をお願いします。

返却手続きについては、勤務先の人事部や事業所の健保担当者、またはソニー健保にお尋ねください。



返却先は、
お勤めの会社か
ソニー健保になります!

【表】ソニー健保の保険証が使える期限

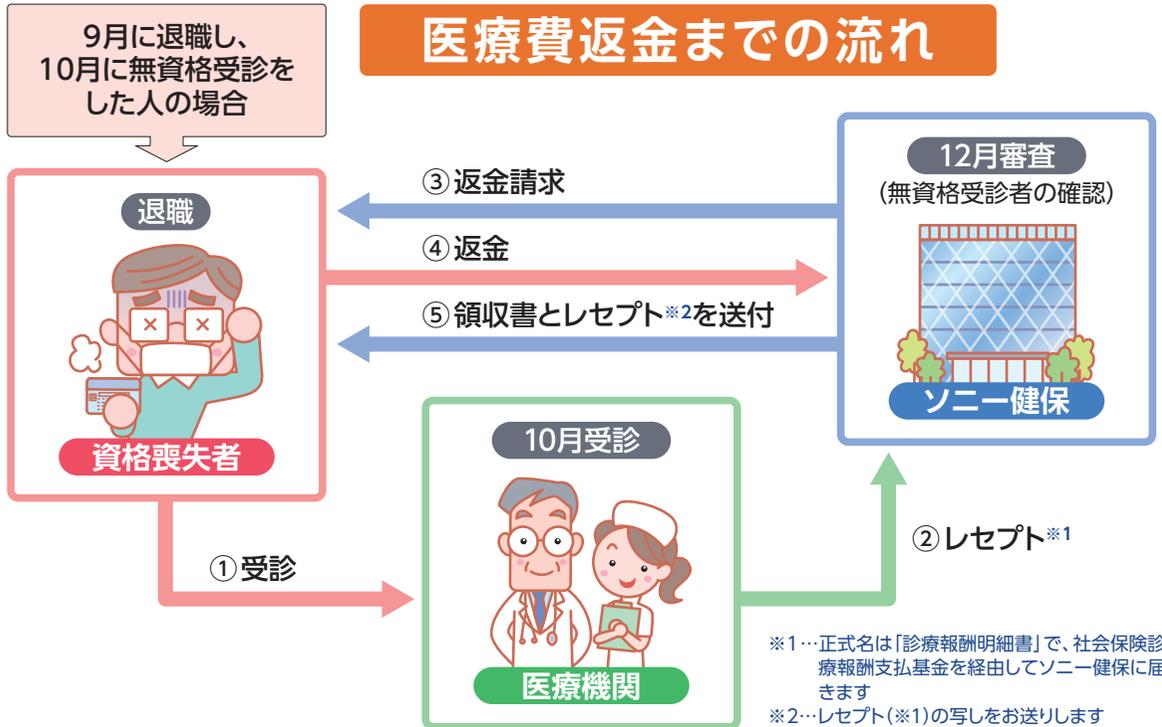
	被保険者(本人) → 退職した日、死亡した日まで(本人) ※被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も保険証を使えません。
	ご家族(被扶養者) → 資格喪失日の前日まで ※ご家族の就職、収入超過など、扶養されなくなった日以降は、保険証を使えません。
	任意継続被保険者 → 資格喪失日の前日まで ※資格喪失日は次に挙げる日となります。 ・被保険者の期間2年を満了した日の翌日 ・就職などにより新しい保険証を取得した日 ・保険料未納の場合、保険料の納付期限翌日 ・死亡日の翌日 ※任意継続被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も保険証を使えません。
	75歳になる方 → 75歳の誕生日の前日まで ※75歳の誕生日当日に「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。 ※被扶養者のご家族が75歳未満であっても保険証が使えなくなりますので、国民健康保険等の加入手続きをお取りください。



もしも誤って保険証を使ってしまったら… ソニー健保へ返金をお願いしています

ソニー健保では、医療機関からの請求書「レセプト」※1が到着後、受診者の資格ならびに診療内容の審査を行っています。審査の結果、無資格受診（資格喪失後の受診）が判明した方には、下図のように返金請求を行います。返金請求が届いた場合、期限内にお支払いください。（ご返金がない場合は、法的措置による徴収を行うこともあります）

医療費返金までの流れ



無資格受診

について、よくあるご質問

Q 保険証の返却前に、
誤って使ってしまった場合は？

A : すぐに医療機関へ知らせてください。新しい保険証を提示すれば、医療機関が医療費の請求先を新しく加入した健康保険組合に変更できる場合があります。

Q 通院中、入院中に
加入資格を喪失した場合は？

A : 速やかにソニー健保の資格を喪失したことを医療機関窓口にご報告ください。「レセプト」(上記※1参照)の発行前であれば、医療費の請求先を新しく加入する保険者に変更できる場合があります。

返金後、自己負担した医療費の 払い戻しについて

ソニー健保へ医療費を返金した後は、新しく加入した健康保険(健保組合、国保等)へ「療養費払い」の申請を行うことで、払い戻しが受けられる場合があります。

詳細は、新しく加入した健康保険の保険給付担当部署へお問い合わせください。

新しく加入した
健康保険へ申請
してください!

※なお、申請手続きには、返金後にソニー健保が発行する「領収書」と「レセプト」(上記図の⑤)が必要になりますので、大切に保管してください。

